湯沢市生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）業務委託事業者選定委員会要領

第１　設置

湯沢市生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）業務委託について、プロポーザル方式による受注候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、湯沢市生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第２　所掌事務

１　実施要領の確認に関すること。

２　参加資格者審査、企画提案書審査に関すること。

３　受注候補者の決定に関すること。

４　その他必要な事項。

第３　組織

委員会は、委員５人以上で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。ただし、福祉課職員が構成数の過半数とならないものとする。

（１）福祉保健部長

（２）福祉課職員

（３）福祉関係の業務経験がある福祉課以外の職員

（４）本事業と相関性の高い分野に精通している外部の者

（５）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

第４　任期

委員の任期は、委嘱の日から受注候補者を決定するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第５　委員長

１　委員会に委員長を１人置き、委員長は福祉保健部長とする。

２　委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第６　会議

１　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

第７　庶務

委員会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

第８　委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この要領は、令和８年８月３日から施行する。